

技能実習制度の運用に関するプロジェクトチーム（第8回検討会） 議 事 要 旨

- 1 日 時 平成30年12月25日（火）午後5時30分～午後6時
- 2 場 所 法務省特別会議室
- 3 出席者 法務大臣政務官（議長）
法務省大臣官房政策立案総括審議官
法務省大臣官房秘書課外国人施策推進室長
法務省大臣官房秘書課大臣秘書官事務取扱
法務省大臣官房秘書課政務官秘書官事務取扱
法務省大臣官房秘書課付
法務省入国管理局審判課長
法務省入国管理局付
法務省入国管理局入国在留課補佐官
法務省入国管理局入国在留課研修審査係長
厚生労働省人材開発統括官付参事官（海外人材育成担当）
厚生労働省労働基準局監督課長（オブザーバー）
厚生労働省労働基準局監督課中央労働基準監察監督官（オブザーバー）
外国人技能実習機構監理団体部長（オブザーバー）
外国人技能実習機構監理団体部指導課長（オブザーバー）
等 計17名

4 議事要旨

- (1) 聴取票の見直し及びこれによる聴取の実施方法について、入国管理局から、新たな聴取票の様式について、厚生労働省の意見も踏まえつつ、賃金及び労働時間に係る聴取事項を充実させ、相互通報等にも活用し得るものとするべく検討中であること、入国警備官が違反調査段階で聴取する従来の在り方を改めることについても検討中であること等が説明された。
- (2) 入国管理局から、平成29年及び平成30年の聴取票に係る調査について
その調査方針は
聴取票の記載から問題となる違法又は不当な行為の有無・内容の解明を目的として行うこと
その調査方法は
約4,000件の調査対象機関全件について、地方入国管理官署及び外国人技能実習機構が所持する客観的資料を利用した基礎調査を行う
さらに約4,000件のうち失踪から3年以内の事案又は人権侵害行為の有無が問題となる事案については現地調査を実施する

またそれ以外の事案についても郵送等により，それぞれ賃金台帳やタイムカード等の関係資料を入手する

現地調査においては，当該実習実施機関の役職員で事情を知る者から事情を聴取して事実関係を確認する

当該実習実施機関が現在も技能実習生の受入れを行っている場合には，その技能実習生からも事情を聴取する

という方法により実施すること等が説明された。

(3) 死亡事例に係る調査の方針について，入国管理局から，死亡事例に対する対応の在り方の検討に資するため，過去の死亡事例の保存記録の精査を行うとともに，必要な場合には地方入国管理局に対し補充調査等を指示すること等が説明された。

(4) 各説明内容についての質疑応答が行われ，入国管理局から，死亡事例に係る調査において，必要な場合には死亡と過労との因果関係の観点からも調査を行うことを考えていること，新聴取票の導入に関し，実務上の問題がないかどうかを確認するため，まずは試行を行うことを検討していること等が述べられた。

(5) 説明に係る各案件の方向性は，了承された。

(6) その他

次回は，平成 3 1 年 1 月 1 1 日（金）開催。